質問主意書提出

十二月二日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問主意書（藤末健三提出）（第八一号）

答弁書受領

十二月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出二〇一三年度における経常収支赤字化の可能性と財政への影響に関する再質問に対する答弁書（第六八号）

報告書提出

十二月三日委員長から次の報告書を提出した。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（参第九号）審査報告書

がん登録等の推進に関する法律案（参第一一号）審査報告書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一三号）審査報告書

産業競争力強化法案（閣法第三号）審査報告書

民法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

戸籍法の一部を改正する法律案（参第六号）審査報告書

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）審査報告書

報告書受領

十二月三日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十五年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　鷹野　旭

（大阪簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事補）同　山口　敦士

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十二月二日）

内閣府

宮内庁次長　土本信一郎

宮内庁長官風岡典之海外出張不在中宮内庁長官事務代理を命ずる（十一月三十日）　園田　一裕

警察共済組合監事に任命する　笠原　孝志

願に依り警察共済組合監事を免ずる（以上十二月一日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　尾澤　卓思

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（十二月一日）

総務省

荒川　薫　小野　武美　中山　隆夫

平沢　郁子　山本　和彦

電気通信紛争処理委員会委員に任命する（各通）（十二月三日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦平成二十五年十二月三日任期満了により退官のため、会計検査院法施行規則第八条の規定に基づき、会計検査院長の職務を代行する（十二月四日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間788円」を「１時間800円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間808円」を「１時間820円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成24年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間805円」を「１時間816円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間793円」を「１時間805円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間829円」を「１時間841円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月５日

長崎労働局長　小鹿　昌也

第４号中「１時間779円」を「１時間788円」に改める。